

平成25年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年10月16日

判 決

原告	X
被告	国
処分行政庁	川越税務署長
被告	Y市

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告国に対する請求

- (1) 川越税務署長が平成24年8月24日付けで原告に対して行った平成19年分、平成22年分及び平成23年分の所得税の各決定処分並びに平成22年分及び平成23年分の無申告加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- (2) 被告国は、原告に対し、2556万2600円を支払え。
- (3) 被告国は、原告に対し、300万円を支払え。

2 被告Y市に対する請求

被告Y市は、原告に対し、200万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、外国為替証拠金取引（FX取引）に係る利益を1円も受け

取っていないため課税されるべき所得はなく、川越税務署長が平成24年8月24日付けで原告に対して行った平成19年分、平成22年分及び平成23年分の所得税の各決定処分（以下「本件決定処分」という。）並びに平成22年分及び平成23年分の無申告加算説の各賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件決定処分と併せて「本件決定処分等」という。）は違法であるとして、本件決定処分等の取消しを求め、また、被告国に対し、不当利得に基づく返還請求として、本件決定処分等に係る所得税額、無申告加算税、延滞税（以下「本件滞納国税」という。）相当額である2556万2600円の支払を求め、さらに、被告らに対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として、慰謝料等（被告国に対し300万円、被告Y市に対し200万円）の支払を求めた事案である。

1 法令等の定め

(1) 所得税額

ア 所得税額の算定の概要

所得税の税額は、課税標準額に税率表を適用して算定された税額（所得税法89条1項）から源泉徴収額等を控除した金額である（同法222条、223条）。

イ 課税標準額

(ア) 日本国内の居住者が納付すべき所得税における課税標準額は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額である（所得税法22条1項）。

このうち、課税総所得金額は、各種所得の金額のうち、退職所得及び山林所得以外の所得の金額を合算した額（総所得金額）から法定の所得控除による控除をして求められる額である（同法22条2項、89条2項）。

所得控除には、社会保険料控除（同法74条）や基礎控除（同法86条）がある。

(イ) 各種所得には、給与所得や雑所得等がある。

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう（所得税法 28 条 1 項）。そして、その年中の給与等の収入金額が 660 万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、当該収入金額を所得税法別表第 5 の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する額とする（同条 4 項）。

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう（同法 35 条 1 項）。そして、雑所得の金額は、①その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額、②その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額とする（同条 2 項）。

なお、各種所得の当該年分の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする（同法 36 条 1 項、権利確定主義）。

ウ 税率

課税総所得が 195 万円以下の場合、900 万円を超え 1800 万円以下の金額の場合、1800 万円を超える金額の場合の税率は、それぞれ、100 分の 5、100 分の 33、100 分の 40 となる（所得税法 89 条 1 項）。

(2) 無申告加算税

期限後申告書の提出又は国税通則法 25 条の規定による決定があった場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき国税通則法 35 条 2 項（期限後申告等による納付）の規定により納付

すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。（同法66条1項）

国税通則法66条1項に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする（同条2項）。

（3） 延滞税

納税者は、期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは国税通則法25条による決定を受けた場合において、同法35条2項（期限後申告等による納付）により納付すべき国税があるときに該当するときには、延滞税を納付しなければならない（国税通則法60条1項2号）。

そして、延滞税は、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する（同法15条3項6号）。

（4） 督促及び差押え等

ア 納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない（国税通則法37条1項）。

イ 納税者が国税通則法37条1項各号に掲げる国税をその納期限までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない（国税徴収法47条1項2号）。そして、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う（同法62条1項）。

ウ 徴収職員は、差し押さえた債権の取立をすることができる（国税徴収法67条1項）。

エ 税務署長は、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭を配当しなければならない（国税徴収法128条2号）。

2 前提事実（争いのない事実のほかは、かっこ内に証拠等を示す。）

(1) 原告は、平成19年1月1日から平成23年12月1日までの間（以下「本件期間」という。）、日本に居住しており、株式会社A（以下「A」という。）との間で外国為替証拠金取引（以下「本件FX取引」という。）を行っていた。（甲1、弁論の全趣旨）

(2) 本件FX取引の概要

ア 本件FX取引は、原告とAとの間で行われる相対取引であり、FX取引口座（本件FX取引について開設された口座を、以下「本件FX取引口座」という。）の開設から注文や報告、金銭の授受、関係書類の送付などは、すべて原告と同社との間で行われる。

イ 原告からみて本件FX取引に係る建玉の売買差損益金（以下「本件売買差損益金」という。）にプラスが生じたことによりAから原告に支払われることとなる金銭は、本件FX取引口座に入金がされる。

ウ 本件FX取引においては、日々建玉を繰り越す時に異なる通貨間の金利差（以下「本件スワップポイント」という。）が発生し、これを日毎に受け取る又は支払うこととなる。なお、本件スワップポイントの受渡しは建玉決済時に行われるが、未決済の建玉に発生しているスワップポイントは純資産の計算に組み込まれる。そして、建玉決済時に原告からみてプラスの本件スワップポイントが生じたことによりAから原告に支払われることになる金銭は、本件FX取引口座に入金される。

エ キャッシュバック・キャンペーンに係る賞金（以下「本件キャンペーン賞金」といい、本件売買差損益金及び本件スワップポイントと併せて

「本件F X取引損益額」という。)は、Aが独自で実施するキャンペーンの賞金であり、当該キャンペーン期間中に、原告がAの定める一定の条件を満たし、かつ、同社が原告についてキャンペーンの対象外となる事由が認められないと判断すると、本件F X取引口座に入金される。

オ 本件F X取引口座に入金される金員は、原告がAに対して返還を請求できる金員又は原告が建玉の維持や新たな取引をするために同社に対して預託すべき証拠金の一部を構成することとなる。

(乙イ11、14)

(3) 原告は、本件期間、各年分の所得税の確定申告書を、法定申告期限までに提出しなかった。

そこで、川越税務署長は、本件期間における原告の本件F X取引に係る所得金額を、雑所得に分類し、別紙1のとおり、本件F X取引損益額(実現損益)の合算金額から取引手数料を引いた金額とした上で、平成19年分は55万7146円、平成22年分は871万6566円、平成23年分は5454万4241円であるとし(以下、平成19年、平成22年、平成23年を「本件各係争期間」という。)、その上で、別紙2のとおり、本件各係争期間の所得税の納付すべき税額を、平成19年分は2万7800円、平成22年分は157万3500円、平成23年分は1924万3200円であると計算し、平成24年8月24日付けで、本件決定処分をした。

また、川越税務署長は、平成22年分及び平成23年分の所得税の確定申告を期限内に提出しなかったことについて、原告には「正当な理由」(通則法66条1項)が認められないとして、本件各係争期間の無申告加算税の金額を、平成22年度は28万9000円、平成23年度は382万3000円と計算した上で、平成24年8月24日付けで、本件賦課決定処分をした。(甲1、乙イ7、10、13)

- (4) 原告は、上記(3)の所得税及び無申告加算税を、納期限である平成24年9月24日までに完納しなかったことから、川越税務署長は、同年10月2日、原告に対し、督促状によりこれらの税及び延滞税の納付を督促した。(甲8ないし10)
- (5) 川越税務署徴収職員は、平成24年10月18日、上記(4)の滞納国税を徴収するため、原告がAに対して差し入れた証拠金の返還請求権を差し押さえ(以下「本件差押処分」という。)、同日、債権差押通知書をAに交付送達した。(甲7、乙イ1)
- (6) 川越税務署長は、平成24年10月19日、Aから本件差押処分に係る債権2574万5115円を取り立て、上記金額のうち2556万2600円について、同月22日、川越税務署長に対して配当を行い、同月29日、上記(4)の滞納国税に充当した。(甲6、乙イ2、3)
- (7) 原告は、平成24年10月23日、本件決定処分等を不服として異議申立てをしたが、川越税務署長は、同年12月14日付けで、原告による同異議申立てを棄却した。(甲1)
- (8) 原告は、平成24年12月21日、国税不服審判所長に対し、本件決定処分等を不服として審査請求をしたが、平成25年3月20日を経過しても、裁決がなされなかった。(弁論の全趣旨)
- (9) 原告は、平成25年3月21日、本件訴訟を提起した。(当裁判所にとって顕著)

3 争点及びに争点に関する当事者の主張

(1) 本件決定処分等の適法性

(被告国の主張)

本件売買差損益金及び本件スワップポイントについては、建玉を反対売買により決済した時に、また、本件キャンペーン賞金については、Aから当該賞金が本件FX取引口座に入金された時に、収入すべき権利が確定す

るものと解される。そこで、本件F X取引損益額は、いずれも、本件各係争期間においてそれぞれ課税対象となる所得となるところ、この場合の所得の種類は利子所得から一時所得までの9種類のいずれにも該当しないことから雑所得に該当する。

そうすると、平成19年度、平成22年度、平成23年度に納付すべき税額は、別紙1、2のとおり計算され、それぞれ2万7800円、157万3500円、1924万3200円となり、本件決定処分はいずれも適法であるし、また、本件賦課決定処分についても、国税通則法66条1項、2項に基づいて計算しており、適法といえる。

(原告の主張)

原告は、本件各係争期間の12月31日時点において、本件F X取引損益額を本件F X取引口座から引き出しておらず、現実には1円も受け取っていないことからすれば、本件F X取引損益額に対して課税を行った本件決定処分等は違法である。

また、本件F X取引の所得金額の計算上、平成23年分の実現損益5452万2701円から、平成23年末における含み損2306万0260円を控除すべきである。さらに、本件F X取引は利益がゼロ又はマイナスになる可能性があるリスクを有しているため、それらのリスクを所得金額の計算上考慮すべきである。

川越税務署長が、これらの控除ないし考慮をすることなく行った本件決定処分等は違法である。

(2) 被告国に対する不当利得返還請求権の存否

(原告の主張)

本件決定処分等は違法であるから、被告国は法律上の原因なく利得を得ているといえ、被告国は原告に対して不当利得返還義務を負う。

(被告国の主張)

本件決定処分等は適法であり、また、本件差押処分及びその取立手続は、国税通則法及び国税徴収法の各規定に基づいて行ったものであり、適法であることから、被告国の利得は法律上の原因を欠くものではなく、被告国が不当利得返還義務を負わないことは明らかである。

(3) 被告国に対する国家賠償請求権の存否

(原告の主張)

川越税務署長がした、本件決定処分等、本件差押処分及びその取立手続は違法であり、また、川越税務署長等は、平成19年の段階で2タイプのFX税制があることを周知ないし原告に説明をする義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しなかったため、原告は相対取引タイプから税制上有利な取引所タイプに変更することができず損害を被っている。

そうすると、被告国は、原告に対し、国家賠償法1条1項に基づく責任を負う。

(被告国の主張)

本件決定処分等は適法であるし、また、原告は、川越税務署長が職務上尽くすべき注意義務を怠ったことについての具体的事実を主張立証するものではない。付け加えると、川越税務署長は、原告が主張するような説明義務を負っているともいえない。

また、FX取引に係る税制として取引所タイプと相対取引タイプの2タイプがあることやそれぞれのタイプで課税上の取扱いが異なっていることについて、税務署長等が納税者一般に周知あるいは説明を行わなければならない義務は、関係法令上明定されておらず、そのような義務を税務署長等が負っていると解する余地はない。

そうすると、被告国は、原告に対し、国家賠償法1条1項に基づく責任を負わない。

(4) 被告Y市に対する国家賠償請求の存否

(原告の主張)

本件各決定処分は、被告Y市から提供された資料をもとにされており、川越税務署長はそれに従うしかなかった。そこで、被告Y市は、原告に対し、国家賠償法1条1項に基づく責任を負う。

(被告Y市の主張)

被告Y市が、川越税務署長に対して資料を提供したことはないから、原告に対し、国家賠償法1条1項に基づく責任を負わない。

第3 裁判所の判断

1 本件各決定処分等の適法性（争点（1））について

(1) 課税対象となる所得

ア 所得税法36条1項は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという制度、いわゆる権利確定主義を採用しているものと解される。

イ 本件売買差損益金及び本件スワップポイントについては、原告が建玉を反対売買により決済した時に発生し、原告からみてプラスが生じた場合に、その分について本件FX取引口座に入金がされる。また、本件キャンペーン賞金については、Aが定める一定の条件に該当し、かつ、キャンペーンの対象外となる事由が認められないと判断された場合に、FX取引口座に入金がされる。（前記第2の2（2）イないしエ）

そして、本件FX取引口座に入金された各金員は、原告がAに対し返還を請求できる金員又は同社に対して預託すべき証拠金の一部を構成することとなる。（前記第2の2（2）オ）

そうであれば、本件売買差損益金及び本件スワップポイントについては、原告が建玉を反対売買により決済した時に、本件キャンペーン賞金については、本件FX取引口座に入金がされた時に、収入の原因となる権利が確

定するものといえる。

したがって、本件F X取引損益額は、いずれも、本件各係争期間において収入すべき権利が確定しており、それぞれの年分における課税対象となる所得を構成するといえる。

ウ（ア）これに対して、原告は、本件各係争期間の12月31日の時点において、本件F X取引損益額を本件F X取引口座から引き出しておらず、現実には1円も受け取っていないことを理由に、本件F X取引損益額に対して課税を行った本件決定処分は違法であると主張するようである。

しかしながら、前記（1）アで述べたとおり、所得税法36条1項は、いわゆる権利確定主義を採用しているものと解されるから、仮に、原告が本件F X取引損益額を現実には受け取っていないとしても（ただし、本件F X取引損益額は、本件各係争期間においていずれも本件F X取引口座に入金されている。）、本件F X取引損益額は、その収入の原因となる権利が確定した時点で原告の課税対象となる所得を構成することとなるのであって、これと異なる原告の上記主張は失当である。

（イ）また、原告は、本件F X取引の所得金額の計算上、平成23年分の実現損益5452万2701円から、平成23年末における含み損2306万0260円（甲20参照）を控除すべきであると主張するようである。

しかしながら、本件売買差損益金は、原告が決済取引を行った時に初めて発生するものであり（前記第2の2（2）イ）、原告が反対売買により建玉の決済を行う前の段階においては、実際に原告が有する建玉について本件売買差損益金が発生することはない。

加えて、前記アで述べたとおり、所得税法がいわゆる権利確定主義

を採用していることからすれば、反対売買により決済を行う前の段階の単なる建玉の評価にすぎない平成23年末の含み損を控除することはできない。したがって、原告の上記主張は採用できない。

(ウ) さらに、原告は、本件F X取引は利益がゼロ又はマイナスになる可能性があるリスクを有しているため、それらのリスクを所得金額の計算上考慮すべきであるとも主張するようである。

そもそも、原告が述べるリスクとは、原告が反対売買により決済を行うまでの間は単なる可能性にすぎないものであって、現実には何らの権利義務関係も生じていないものであるから、これを考慮すべきであるとする原告の主張にも理由がない。

(2) 本件F X取引損益額の雑所得該当性

本件F X取引損益額の内容及び性質に照らすと、本件F X取引損益額に係る所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しないといえる。

そうすると、本件F X取引損益額に係る所得は、所得税法35条1項により、雑所得に該当するといえる。

(3) したがって、本件各係争期間に係る納付すべき税額は、原告の給与所得、本件F X取引損益額をそれぞれ所得税法28条4項、同法35条2項に基づいて計算した上で、同法22条2項に基づいて総所得金額を計算し、同法89条2項に基づいて総所得金額から所得控除をして課税総所得金額を出し、同法89条1項に規定する税率を乗じた上で、源泉徴収額等を控除した額となることから、本件決定処分は、以上の計算に則って別紙1、2のとおり算定されているから、適法といえる。

また、本件賦課決定処分についても、国税通則法66条1項、2項に基づいて算定されており、適法といえる。

2 被告国に対する不当利得返還請求の成否（争点（2））について

前記1のとおり、本件決定処分等が適法である以上、2556万2600円の差押処分及びその取立手続は適法といえ、国の利得には法律上の原因が認められる。したがって、被告国に対する不当利得に基づく2556万2600円の返還請求は認められない。

3 被告国に対する国家賠償請求の成否（争点（3））について

原告が、被告国に対して損害賠償を求める具体的な根拠ないし事実は明らかではないものの、本件決定処分等は前記のとおり適法であるし、また、本件差押処分及びその取立手続は、国税通則法及び国税徴収法の各規定に基づいて行われており適法であるといえる。

また、FX取引に係る税制として取引所タイプと相対取引タイプの2タイプがあることやそれぞれのタイプで課税上の取扱いが異なっていることについて、税務署長等が納税者一般に周知あるいは説明を行わなければならない義務は、関係法令上明定されておらず、そのような義務を税務署長等が負っていると解する余地はない。

したがって、被告国に国家賠償法上の責任があるとはいえず、原告の主張は失当である。

4 被告Y市に対する国家賠償請求の成否（争点（4））について

前記1で判断したとおり、本件決定処分等は適法であるし、また、被告Y市役所が川越税務署長に対し課税の根拠となる資料を提供したことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告Y市は国家賠償法上の責任を負うとはいえず、原告の主張は失当といわざるを得ない。

第4 結論

以上より、原告の本件請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 原 啓一郎

裁判官 鈴木 拓児

裁判官 今西 由佳子